

湯沢町分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 8 月



君と一緒に暮らす町

***** 目次 *****

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

湯沢町分別収集計画（第 11 期）

令和 7 年 8 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

湯沢町は一般廃棄物処理施設を所有しておらず、排出される一般廃棄物の処理は南魚沼市に委託しており、費用及び施設の管理運営面等から処分量の削減が求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物のうち容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の発生を可能な限り抑制（リデュース）するとともに、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）する 3 R を推進し、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることで、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会が形成されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 町民・事業者への啓発事業等を通じて、ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、製品プラスチック（令和 10 年度から回収開始）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	875 t	852 t	830 t	807 t	785 t
製品プラスチック	—	—	9 t	9 t	8 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、湯沢町のそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

(1) 町による取り組み（環境教育の推進、啓発活動の充実）

- ・ ごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方の冊子などを町民に配布し広報、ホームページ等で広報活動の充実を図る。
- ・ 学校や地域社会の場での環境教育、ごみ処理施設の視察研修、ごみ減量化のパネル展などを通じて、町民に対してごみ処理の状況について認識を深めてもらう。
- ・ ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 徹底した分別収集体制が廃棄物の減量化に最も有効なことから、分別品目の見直しと、分別収集がしやすい環境整備を図る。
- ・ ごみ処理関連の補助制度を継続し、費用の一部を補助する。

(2) 事業者に対する働きかけ

- ・ 使用しやすい容器包装の利用促進とともに、容器包装の簡素化に努めるよう求めていく。

(3) 町民による発生抑制の取り組み推進

- ・ 繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋の利用を減らすとともに、過剰な包装や不要な包装を辞退するような啓発をする。
- ・ 使い捨て商品の安易な使用を控え、詰め替え商品を利用するよう啓発する。
- ・ 食品発泡トレイやリターナブルびんの回収など、事業者が行う店頭回収に協力するよう啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙製容器
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

年 度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	11 t		11 t		11 t		10 t		10 t	
主としてアルミ製の容器	23 t		22 t		22 t		21 t		20 t	
無色のガラス製容器	(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t		(合計) 45 t		(合計) 43 t	
	(引渡) 48 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 46 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 45 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 43 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 48 t		(合計) 46 t		(合計) 45 t		(合計) 44 t		(合計) 43 t	
	(引渡) 48 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 46 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 45 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 43 t	(独自処理) 0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 45 t		(合計) 44 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t	
	(引渡) 45 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 44 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 42 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 41 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	140 t		136 t		132 t		129 t		125 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 26 t	
	(引渡) 17 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 16 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 16 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 15 t	(独自処理) 11 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 10 t		(合計) 9 t							
	(引渡) 10 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 9 t	(独自処理) 0 t						
（うち白色トレイ）	(合計) 1 t									
	(引渡) 1 t	(独自処理) 0 t								
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	—		—		9 t		9 t		8 t	

※引渡し量とは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡し量をいう。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

【人口変動率】（参考 R7 年 4 月 1 日 8, 181 人）

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人口（人）	7, 968	7, 761	7, 559	7, 355	7, 155
対前年度比（％）	97. 40	97. 40	97. 40	97. 30	97. 28

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

容器包装廃棄物の種類		分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	缶	町による定期収集 直接搬入	南魚沼市（以下 「市」と表記）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	町による定期収集 直接搬入	市
	茶色のガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙類	町による定期収集 直接搬入	市 民間業者
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	容器包装ごみ	町による定期収集 直接搬入	市 民間業者
	白色トレイ			
	その他プラスチック製 容器包装			
	製品プラスチック			

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

処理委託先の南魚沼市ごみ処理施設及び民間業者で選別、圧縮、減容、保管する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶	指定袋	パッカー車 平ボディ車 他	市
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス容器	びん	指定袋	パッカー車 平ボディ車 他	市
	茶色のガラス容器				
	その他ガラス容器				
紙類	飲料用紙製容器	古紙類	紐で縛る	パッカー車 平ボディ車 他	市 民間業者
	段ボール				
プラスチック	ペットボトル	容器包装ごみ	指定袋	パッカー車 平ボディ車 他	市 民間業者
	白色トレイ				
	その他プラスチック製容器包装				
	製品プラスチック				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物が分別の区分の基準に従って適正に排出されるように、町内会、各種団体等と協力して啓発する。
- (2) 分別収集・選別保管コスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な処置を講じる。